

令和4年10月改正 特別養護老人ホーム かわぐちロイヤルの園 利用料のめやす

A 【介護保険】 要介護区分によって負担額がちがいます

	介護保険単位				1 か 月	×	介護職員処遇改善加算 1.083	+	介護職員等特定処遇 改善加算 0.023	+	介護職員等ベース アップ等支援加算 0.016	×	地域加算 10.27	=	(円/30日) 介護保険（負担割合）		
	基本単位	サービス提供 体制強化加算Ⅲ	看護体制 加算Ⅰ口	夜勤職員 配置加算Ⅱ											1割	2割	3割
要介護1	652	6	4	18	× 30日	×		+		+		×		=	23,507	47,013	70,519
要介護2	720														25,859	51,717	77,574
要介護3	793														28,382	56,762	85,141
要介護4	862														30,767	61,532	92,299
要介護5	929														33,083	66,164	99,246

※ 入所した日から30日以内の期間は34円/日(2割負担の方は68円/日)(3割負担の方は102円/日)の初期加算(自己負担分)がかかります。

※ 入院期間が30日を超えたのち退院し施設に戻った場合、帰園した日から30日以内の期間は34円/日(2割負担の方は68円/日)(3割負担の方は102円/日)の初期加算(自己負担分)がかかります。

B 【食費、居住費】 利用者負担段階(収入)によって負担額がちがいます

負担段階	対象者		食費	居住費	合計	×	1か月 30日	=	合計	要介護度のめやす・介護保険1割負担のときの1か月の利	合計 A+B
第1段階	生活保護を受給してる人。または、住民税世帯非課税で、老人福祉年金を受けている人。かつ、本人の預貯金等の合計が1,000万円以下の人。		300	820	1,120						
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入、非課税年金収入の合計額が80万円以下の人。かつ、本人の預貯金等の合計が650万円以下の人。		390	820	1,210				36,300		69,383
第3段階	1	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入、非課税年金収入の合計額が80万円を超え120万円以下の人。かつ、本人の預貯金等の合計が550万円以下の人。	650	1,310	1,960				58,800		91,883
	2	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入、非課税年金収入の合計額が120万円を超える人。かつ、本人の預貯金等の合計が500万円以下の人。	1,360	1,310	2,670				80,100		111,962
第4段階	上記以外の人		1,600	2,500	4,100				123,000	156,083	

◇ 利用料は、介護保険の1割負担(A)と食費・居住費(B)、日常生活費等です。

◇ (B)の項目は、世帯の収入によって利用者負担段階が設定されます。利用者負担段階については市役所にお問い合わせください。

※別途、日常生活費(300円/日)・預かり金出納管理費(50円/日)・理美容代・医療費等は実費負担となります。(おむつ代の負担はありません。)

※介護保険制度改正、コストの再計算等により変動があります。